

## 建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領

最終改正 令和4年4月1日

### (目 的)

第1条 この要領は、島田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、請負者が複数の工事を請け負う場合において、最初に請け負った工事の現場代理人と他の工事の現場代理人との兼任を認める事項を定めることにより、技術者数が少ない中小企業者への弾力的な運用による効率的配置、活用等により請負者の経営確保や受注機会の促進を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 島田市が発注する工事又は島田市以外の機関（官民を問わない。以下同じ。）の発注する工事を対象とする。

### (対象要件)

第3条 次の要件を満たすものとする。ただし、島田市発注工事と島田市以外の機関の発注工事現場で現場代理人を兼任しようとする場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、島田市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに注意すること。

(1) 工事1件の請負代金の額（税込）が3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）以上の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。）は次のアからエのすべてを満たしていること。

ア 兼任しようとする工事の件数は、2件とする。

イ 兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。

ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分在同一の下請業者で施工する場合も含む。

エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

(2) 工事1件の請負代金の額（税込）が3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）未満の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金も3,500万円（建築一式工事にあっては7,000万円）未満）は、次のアからウのすべてを満たしていること。

ア 兼任しようとする工事の件数は、3件までとする。

イ 兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。  
具体的には、工事現場間（兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）の直線距離が20km以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね20分以内であること。

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

エ 変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額（税込）による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。

（兼任の申請）

第4条 受注者が、他の工事の現場代理人と兼任しようとする場合は、次により申請させること。

(1) 島田市発注工事間で兼任

島田市発注工事間で兼任しようとする場合は「現場代理人の兼任申請書」（様式1）により、それぞれの主管課（以下「工事主管課」という。）に申請させること。主管課は申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任承認通知書（様式2-1）又は「現場代理人の兼任否認通知書」（様式2-2）により兼任の可否等を通知すること。申請者が上記通知書を受理したときは、兼任をしようとする他の工事の主管課に通知書の写しを提出させ、主管課は兼任しようとする他の工事の主管課の承認を受けていることを確認すること。

(2) 島田市発注工事と市以外の機関の発注工事との兼任

島田市発注工事と島田市以外の機関の発注工事間で兼任しようとする場合は「現場代理人兼任申請書」（様式1）により申請させること。主管課は、申請書に兼任しようとする他の工事の「発注者が兼任を承認したことがあきらかな書類（打合せ記録等）の写しを添付又は後日提出させ、兼任しようとする他の工事の発注者が承認していることを確認すること。

（兼任を認めた場合の遵守事項）

第5条 兼任を認めた場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。

(2) 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

（その他事項）

第6条 島田市発注工事における現場代理人の兼任は、原則、本要領によるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

2 本要領により難しい場合は、契約検査課と協議すること。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

## 現場代理人の兼任申請書

年 月 日

島田市長

(請負者) 住所  
氏名

島田市発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼任を申請します。

### 記

請負者名			
現場代理人氏名			連絡先
工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる事項又は施工に当たり相互に調整を要する事項	* (3,500万円(建築一式は7,000万円)以上の場合に記入)		
兼任を申請する工事 (工事1)	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額(税込) ¥	発注機関名		
	監督員		
工事1と現場代理人を兼任しようとする他の工事 (工事2)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額(税込) ¥	兼任しようとする工事現場間の所要時間(直線距離)	工事1から	約 分 ( Km)
工事1及び2と現場代理人を兼任しようとする他の工事 (工事3)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
	請負金額(税込) ¥	兼任しようとする工事現場間の所要時間(直線距離)	工事1から
		工事2から	約 分 ( Km)

\* 契約書の写しを添付すること。

\* 兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類(現場代理人の兼任承認書の写し(県発注工事)、打ち合わせ記録簿の写し等(県以外の機関の発注工事))を添付(又は後日提出)すること。

## 現場代理人の兼任承認通知書

第 号  
年 月 日

請負者 様

島田市長



島田市発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事と兼任することを承認します。

### 記

#### 1 兼任を承認する工事

請負者名	
現場代理人氏名	
兼任を承認する工事 (工事 1)	
工事 1 の現場代理人と 兼任を承認する他の工事 (工事 2)	
工事 1 及び 2 の現場代 理人と兼任を承認する 他の工事 (工事 3)	

#### 2 条件

- (1) 兼任を承認する工事（工事 2 又は工事 3）の兼任が認められていることを証する書類（現場代理人の兼任承認通知書の写し（県発注工事）、打ち合わせ記録簿の写し等（県以外の機関の発注工事））の提出をもって兼任を承認する。
- (2) 現場代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。
- (3) 現場代理人は、兼任する工事のいずれかに常駐するものとする。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

## 現場代理人の兼任否認通知書

第 号  
年 月 日

請負者 様

島田市長



年 月 日付で申請があった現場代理人の兼任は、下記の理由により否認します。

記

請負者名	
現場代理人氏名	
兼任を否認する工事名 (工事 1)	
理由	
工事 1 と現場代理人の兼任を 否認する他の工事 (工事 2)	
理由	
工事 1 及び 2 と現場代理人の 兼任を否認する他の工事 (工事 3)	
理由	